

平成19年度 市町村等公営企業決算の概要(速報)

平成20年11月14日
 総務部自治振興課
 (税財政担当 内線4455)

京都市を除く府内14市11町村2一部事務組合の平成19年度公営企業決算の概要は以下のとおりです。

1. 地方公営企業の事業数

- 平成19年度の公営企業に係る事業数は、法適用32事業、法非適用86事業の合計118事業であった。
- 平成18年度の事業数と比べて、舞鶴市で会計統合により宅地造成事業が1事業減少した。

<平成19年度 公営企業事業数一覧>

団体名	法適用事業						法非適用事業								合計	
	上水道	ガス	病院	介護	下水道	計	簡易水道	港湾	市場	と畜	地域開発	駐車場	介護	下水道		計
福知山市	1	1	1			3	1		1	1	1			4	8	11
舞鶴市	1		1			2	1	1	1			1		6	10	12
綾部市	1		1			2	1			1	1			3	6	8
宇治市	1					1	1							1	2	3
宮津市	1					1	1			2				1	4	5
亀岡市	1		1		1	3	1							3	4	7
城陽市	1					1								1	1	2
向日市	1					1								1	1	2
長岡京市	1					1						1		1	2	3
八幡市	1					1						1		1	2	3
京田辺市	1					1								2	2	3
京丹后市	1		1			2	1			1		1		5	8	10
南丹市	1					1	1							3	4	5
木津川市	1					1	1							1	2	3
大山崎町	1					1								1	1	2
久御山町	1					1								1	1	2
井手町	1					1	1							1	2	3
宇治田原町	1					1	1							2	3	4
笠置町							1					1		1	2	2
和束町							1					1	1	1	3	3
精華町	1		1			2	1					1	1	3	5	5
南山城村							1								1	1
京丹波町			1			1	1							5	6	7
伊根町							1					1		1	3	3
与謝野町	1					1	1			1				3	5	6
南丹病院組合			1			1										1
山城病院組合			1	1		2										2
合計(H19)	20	1	9	1	1	32	18	1	2	1	6	4	5	49	86	118
合計(H18)	20	1	9	1	1	32	18	1	2	1	7	4	5	49	87	119
差引(増減)											▲1				▲1	▲1

※法適用事業とは、公営企業法の適用を受けて実施する公営企業を示す。

※一部事務組合による病院事業の構成市町村は以下のとおり。

南丹病院組合：亀岡市、南丹市、京丹波町

山城病院組合：木津川市、笠置町、和束町、南山城村

2. 経営状況の概要

- 平成19年度の黒字事業は108事業であり、昨年度と比べて2事業減少した。
- これは、病院事業の1事業について赤字が改善されたが、地域開発事業及び下水道事業の2事業について新たに赤字事業となったことによる。
なお、1事業の減は舞鶴市の地域開発事業の会計統合による公営企業の減である。

<事業別経営状況一覧（法適用企業）>

※ 法適用の地方公営企業の経営状況で言う「黒字」とは、以下の算出数値を用いて判断している。

黒字（赤字）の判断数値 = 流動資産 - 流動負債

（これは、決算時期の保有現金の額であり、キャッシュフローに余裕があるかどうかを示すもの）

（単位：事業数）

法適用	上水道 ガス 病院 介護 下水道	H19年度(A)		H18年度(B)		増減額(A)-(B)		備考
		黒字	赤字	黒字	赤字	黒字	赤字	
		20		20				
		1		1				
		7	2	6	3	1	▲1	1企業が黒字に好転
		1		1				
		1		1				
	合計	30	2	29	3	1	▲1	

（説明）

- ・ 病院事業において、赤字から黒字に好転した公営企業は福知山市立病院であり、これは、平成13年度から平成18年度まで実施していた病棟整備事業に係る旧施設の解体に伴う地方債の繰上償還によって発生していた赤字について、平成19年度に一般会計からの借入金によって解消したものである。
- ・ また、昨年度に引き続き赤字の公営企業は、舞鶴市民病院と京丹後市立の2病院（弥栄病院、久美浜病院）である。

<事業別経営状況一覧（法非適用企業）>

※ 法非適用の地方公営企業の経営状況で言う「黒字」とは、以下の算出数値を用いて判断している。

黒字（赤字）の判断数値 = 実質収支（収入額 - 支出額 - 翌年度繰越額）

（単位：事業数）

法非適用	簡易水道 港湾 市場 と 地域開発 駐車場 介護 下水道	平成19年度(A)		平成18年度(B)		増減額(A)-(B)		備考
		黒字	赤字	黒字	赤字	黒字	赤字	
		17	1	17	1			
		1		1				
		1	1	1	1			
		1		1				
		3	3	5	2	▲2		1企業が赤字へ転落 1企業が会計統合
		4		4				
		5		5				
		46	3	47	2	▲1	1	1企業が赤字に転落
	合計	78	8	81	6	▲3	2	

（説明）

- ・ 地域開発事業において、黒字から赤字に転落した公営企業は福知山市の土地区画整理事業（JR福知山駅周辺等）であり、これは、事業長期化による地価下落等によって資金不足が発生したことによるものである。
- ・ 下水道事業において、黒字から赤字に転落した公営企業は城陽市の公共下水道事業であり、これは、一般会計からの繰出金を減額したことによるものである。
- ・ 昨年度に引き続き赤字となっている公営企業は、福知山市の簡易水道事業、市場事業及び農業集落排水施設下水道事業、宮津市の地域開発事業及び公共下水道事業、与謝野町の地域開発事業である。

3. 財政健全化法に係る資金不足比率の状況

- 財政健全化法に基づき、府内の市町村が実施する公営企業については、平成19年度の決算数値から「資金不足比率」の算定を行うこととなった。
- そのうち、法で定める健全化の基準である20%を超過した団体は4団体6公営企業となっている。

＜財政健全化法で定める基準(20%)を超過した公営企業一覧＞ (単位：百万円)

公営企業の種類	資金不足額	資金不足比率	資金不足の発生要因等	標準財政規模に占める割合
福知山市 市場事業	▲460	3,132.8%	青果の取扱いを中心とした市場事業を行っているが、施設整備費の企業債の償還を料金収入で賄えないことから資金不足が発生	2.1%
福知山市 地域開発事業 (福知山駅周辺土地区画整理事業)	▲1,175	100.0%	J R福知山駅周辺開発に伴う土地区画整理事業であるが、まだ売出していない(造成中)のために収入がないことから資金不足が発生	5.3%
福知山市 地域開発事業 (福知山駅南土地区画整理事業)	▲552	53.8%	J R福知山駅周辺開発に伴う土地区画整理事業であるが、売却は進んでいるものの、事業長期化に伴う地価下落の影響等で資金不足が発生	2.5%
舞鶴市 病院事業	▲957	314.9%	H16年度から深刻な医師不足に陥り経営状態が急速に悪化したため資金不足が発生 今後、一般会計繰出金で解消する見込み	4.9%
京丹後市 病院事業	▲1,071	23.3%	医師の研修制度改正の影響等で医師不足が発生したことにより経営が悪化し資金不足が発生	5.5%
与謝野町 地域開発事業	▲32	22.3%	住宅需要を見込んで宅地造成を行ったが、一部で売れ残りが続いているため資金不足が発生	0.5%

＜参考：資金不足比率の算出方法＞

- 資金不足比率＝資金不足額を収入額等の規模と比較して指標化し経営状況が健全かどうかを示すもの

法適用企業	● 資金の不足額 ÷ 事業の規模
	<p>(算出方法) (算出方法の詳細) (例：病院事業)</p> $\frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}} = \frac{(\text{流動負債} - \text{流動資産}) - \text{解消可能資金不足額}}{\text{営業収益の額}} = \frac{\text{キャッシュの不足額}}{\text{医業収益等}}$
法非適用企業	● 資金の不足額 ÷ 事業の規模
	<p>(算出方法) (算出方法の詳細) (例：地域開発事業)</p> $\frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}} = \frac{\text{繰上充用額} + \text{支払繰延額} - \text{事業繰越額} - \text{解消可能資金不足額}}{\text{営業収益の額}} = \frac{\text{キャッシュの不足額から土地の評価額を差し引いたもの}}{\text{土地売却益等}}$

(注) 各項目の数値は、表示単位未満を四捨五入したものである。したがって、その内訳を合計した数値は合計欄の数値と一致しない場合がある。

4. 主な事業別の決算状況について

①上水道事業

財政健全化法では公営企業の経営状況は資金不足の有無で判断(※)するとされた上水道事業では全団体に「資金不足」がなく、良好な経営状況にあると言える

※公営企業の設備投資には地方債が充当できるため、収益的収支よりも内部留保される減価償却費を加味した「剰余金(資金不足)」の方がより実態を反映。

<決算の特徴>

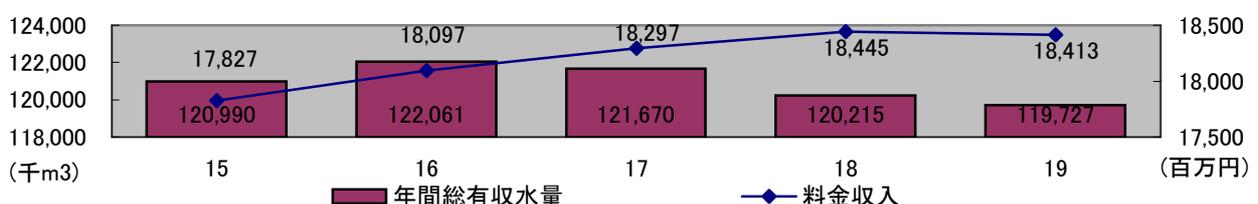
- 上水道事業全体の純利益は683百万円であり、昨年度と比べて53百万円減少。
- 上水道事業全体では累積剰余金があるが、一部の団体では引き続き累積欠損金が生じている状況にある。
- 資本的収支は全体で6,304百万円の赤字となっているが、これは建設改良費に係る地方債の元金償還などによるものであり、内部留保資金である繰越利益剰余金などを充当している。
- 従って、剰余金(決算時期に保有している現金の額)は総額で21,905百万円となっていることから、キャッシュフローとしては全企業が黒字となっている。

<市町村別決算状況等>

団体名	収益的収支			資本的収支		参考
	累積剰余金 (累積欠損金)	純利益 (純損失)	基準外 繰入金	収支差額	基準外 繰入金	剰余金 (資金不足)
福知山市	201	52	0.0	▲ 375	0.0	993
舞鶴市	581	286	0.0	▲ 793	0.0	321
綾部市	337	54	0.1	▲ 383	0.0	944
宇治市	121	▲ 57	0.0	▲ 699	0.0	2,284
宮津市	16	3	0.0	▲ 86	0.0	186
亀岡市	▲ 1,030	15	0.4	▲ 1,041	4.7	2,380
城陽市	138	102	0.0	▲ 587	0.0	304
向日市	▲ 787	20	7.4	▲ 285	0.0	329
長岡京市	122	104	83.6	▲ 491	0.0	1,372
八幡市	51	44	39.7	▲ 341	0.0	981
京田辺市	239	▲ 4	0.0	▲ 98	0.0	3,316
京丹後市	573	52	0.0	▲ 309	299.6	675
南丹市	140	55	0.0	▲ 227	0.0	1,620
木津川市	47	13	0.0	▲ 248	0.0	2,131
大山崎町	▲ 729	▲ 73	0.0	▲ 7	0.0	260
久御山町	24	7	0.8	▲ 92	0.0	969
井手町	109	22	0.0	▲ 29	0.0	271
宇治田原町	▲ 49	13	0.0	▲ 55	0.0	553
笠置町	—	—	—	—	—	—
和束町	—	—	—	—	—	—
精華町	231	11	0.2	▲ 92	146.4	1,660
南山城村	—	—	—	—	—	—
京丹波町	—	—	—	—	—	—
伊根町	—	—	—	—	—	—
与謝野町	▲ 36	▲ 36	0.0	▲ 68	0.0	355
合計(H19)	298	683	132.2	▲ 6,304	450.6	21,905
合計(H18)	▲ 384	736	115.2	▲ 6,140	254	21,255

※左欄がマイナスの場合は資金不足の状態

<参考：料金収入と有収水量の推移(全団体の年間総額)>



※節水意識の高揚と節水家電の普及等により有収水量は減少傾向にあるが、料金改定等によって必要な経費を確保している状況にある。

②下水道事業

一般会計からの基準外繰入金が多く、厳しい経営状況にある

<決算の特徴>

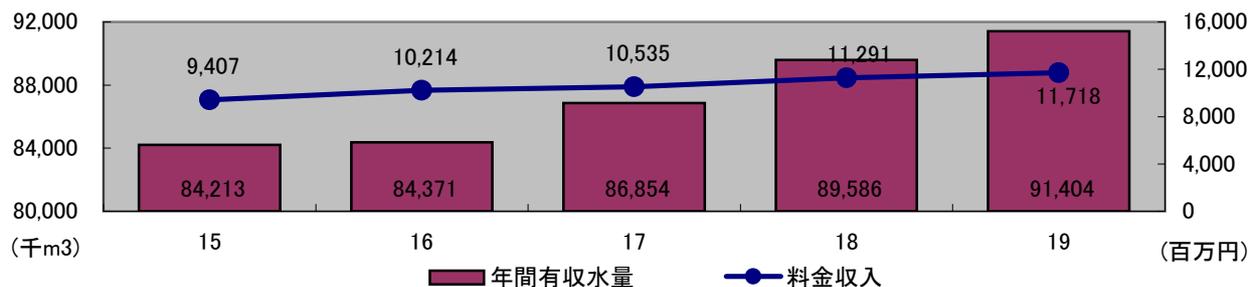
- 府内市町村の下水道事業は、人口や地理的条件等の個別事情に応じ、様々な手法を用いて整備されており、その種類は、公共下水道、特定環境保全公共下水道、集落排水下水道（農業、漁業、林業）、簡易排水処理、小規模排水処理、特定地域生活排水処理、個別排水処理がある。
- その主な事業である、公共下水道事業及び農業集落排水施設下水道に係る市町村別の決算状況は下表のとおりであり、昨年度と比べて実質収支は改善している。
- 企業経営としては、ほとんどの団体で一般会計からの基準外繰入金が多く、自立した健全な経営状況にあるとは言えない状況にある。
- また、主な収入である下水道使用料（下表：参考）については、人口や地理的条件等の個別事情によって大きな差が見られる。

<主な下水道事業の市町村別決算状況等>

(単位：百万円)

	①公共下水道（法非適用事業）					(参考) 標準的な料金 単価	②農業集落排水施設下水道					(参考) 標準的な料金 単価
	実質 収支	収入	基準外 繰入金	支出	翌年度 繰越額		実質 収支	収入	基準外 繰入金	支出	翌年度 繰越額	
福知山市	132	4,559	56	4,427	0.0	2,184円	▲103	973	55	1,076	0.0	3,549円
舞鶴市	0	4,473	451	4,473	0.1	2,391円	16	347	0	331	0.0	4,440円
綾部市	0	1,540	134	1,521	18.7	2,310円	0	501	5	501	0.1	3,349円
宇治市	0	8,439	926	8,426	13.0	2,942円	-	-	-	-	-	-
宮津市	▲522	1,916	392	2,438	0.1	3,000円	-	-	-	-	-	-
亀岡市	-	-	-	-	-	-	16	1,452	51	1,436	0.1	2,520円
城陽市	▲103	3,398	432	3,501	0.0	2,304円	-	-	-	-	-	-
向日市	13	3,609	258	3,595	0.1	1,879円	-	-	-	-	-	-
長岡京市	5	3,911	244	3,905	0.0	1,811円	-	-	-	-	-	-
八幡市	42	2,806	446	2,764	0.0	2,509円	-	-	-	-	-	-
京田辺市	2	3,050	471	3,020	28.0	1,350円	0	53	17	53	0.0	4,300円
京丹後市	106	1,609	39	1,501	1.4	2,780円	9	722	92	713	0.0	2,780円
南丹市	23	1,923	129	1,900	0.0	3,250円	23	848	211	825	0.0	3,250円
木津川市	20	2,759	275	2,727	12.5	2,226円	-	-	-	-	-	-
大山崎町	13	1,180	0	1,167	0.0	1,470円	-	-	-	-	-	-
久御山町	6	1,030	191	1,025	0.0	1,856円	-	-	-	-	-	-
井手町	8	537	95	529	0.0	2,000円	-	-	-	-	-	-
宇治田原町	2	561	105	559	0.0	2,450円	-	-	-	-	-	-
笠置町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
和東町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
精華町	0	1,774	276	1,774	0.3	2,205円	-	-	-	-	-	-
南山城村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
京丹波町	-	-	-	-	-	-	0	398	65	398	0.0	3,780円
伊根町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
与謝野町	0	610	14	609	0.3	2,400円	0	49	8	43	5.9	2,400円
合計(H19)	▲254	49,683	4,935	49,862	74.5	(20m3)	▲38	5,344	505	5,376	6.1	(20m3)
合計(H18)	▲367	46,064	7,977	46,206	224.7		▲119	4,260	959	4,375	3.8	

<参考：料金収入と有収水量の推移（公共下水道の全団体の年間総額）>



※下水道の整備進捗により有収水量は増加傾向にあり、それに連動して料金収入も増加してきている。

③病院事業

医師不足等の影響により経営環境が悪化している

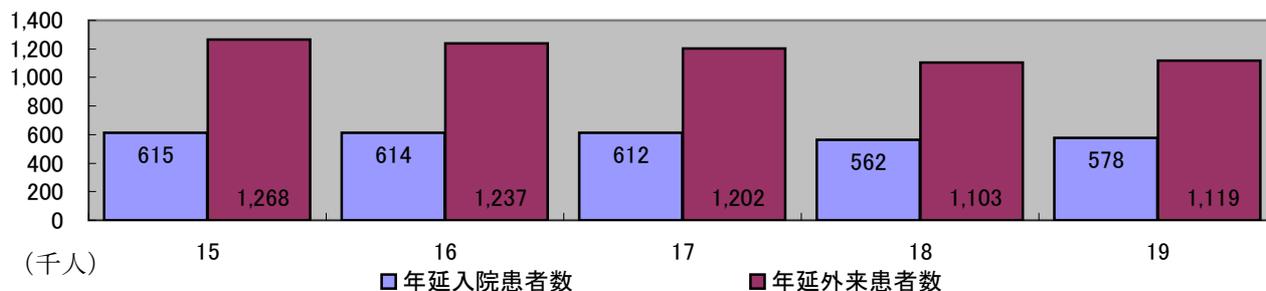
<決算の特徴>

- 病院事業においては、一般的に経営が苦しく前年同様11病院中8病院が累積欠損金を有しており、昨年度と比べて16億72百万円増加している。
- 純損失は、前年度まで旧福知山病院の旧施設解体等に伴う地方債の繰上償還による特別損失計上により多額になっていたが、今年度は15億79百万円減少した。
- 資本的収支については、施設整備の終了等による建設改良費の大幅な減、舞鶴市民病院の不良債務解消のための他会計繰入金により赤字額は26億40百万円減少した。
- 資金不足額は3企業が赤字となっており、厳しい経営状況となっている。

<団体別・病院別決算状況等>

団体名	収益的収支			資本的収支		参考 剰余金 (資金不足額)
	累積剰余金 (累積欠損金)	純利益 (純損失)	基準外 繰入金	収支差額	基準外 繰入金	
福知山市						
福知山市民病院	▲ 2,752	▲ 787	8.4	▲ 334	18.4	440
新大江病院	0	0	9.6	0	80.4	—
舞鶴市						
舞鶴市民病院	▲ 3,649	▲ 95	1,080.2	850	1,000.3	▲ 957
綾部市						
綾部市立病院	1,908	76	0.0	▲ 388	0.0	1,352
亀岡市						
亀岡市立病院	▲ 343	▲ 127	8.0	▲ 96	0.0	668
京丹後市						
京丹後市立弥栄病院	▲ 1,987	▲ 162	0.0	▲ 62	0.8	▲ 734
京丹後市立久美浜病院	▲ 2,257	▲ 103	0.0	▲ 70	0.0	▲ 336
精華町						
精華町立国保病院	73	1	36.8	▲ 178	49.1	30
京丹波町						
国保瑞穂病院	▲ 96	▲ 54	15.8	▲ 16	12.7	292
南丹病院組合						
国保南丹病院	▲ 1,550	▲ 179	0.0	▲ 423	0.0	1,884
山城病院組合						
国保山城病院	▲ 617	▲ 242	0.0	▲ 331	0.0	1,531
合計(H19)	▲ 11,270	▲ 1,672	1,158.7	▲ 1,048	1,161.7	4,169
合計(H18)	▲ 9,598	▲ 3,251	1,246.3	▲ 3,688	114.3	2,869

<参考：年間の外来患者数及び入院患者数の推移（全病院の総合計）>



※H19年度は前年に比べて微増しているものの、全国的な課題である医師不足等の影響で収入の基本である患者数が回復してこない状況にある。

<参考：病院別の病床利用率の推移>

	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H15年対比
福知山市民病院	73.7	76.6	75.2	77.1	78.3	4.6
新大江病院	74.4	80.5	—	85.6	89.7	15.3
舞鶴市民病院	77.0	44.2	56.2	5.1	8.7	▲ 68.3
綾部市立病院	92.6	93.0	92.0	89.8	89.5	▲ 3.1
亀岡市立病院	—	56.3	66.7	64.2	75.4	—
京丹後市立弥栄病院	80.8	69.7	63.5	54.9	56.3	▲ 24.5
京丹後市立久美浜病院	79.3	82.9	80.8	83.3	85.6	6.3
精華町立国保病院	77.0	71.4	60.5	45.5	42.7	▲ 34.3
国保瑞穂病院	62.5	69.4	90.5	80.1	77.7	15.2
国保南丹病院	84.9	84.8	84.5	82.1	81.6	▲ 3.3
国保山城病院	86.1	84.6	80.7	73.3	74.1	▲ 12.0

※H15年度と比較すると病床利用率が減少している病院が多い状況にある。

(参考)用語説明

○法適用企業

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の全部又は財務規定を適用している事業であり、経理事務を企業会計方式で行っているもの。

○法非適用事業

地方公営企業法を適用していない事業（地方財政法施行令第37条に掲げる事業、駐車場整備事業及び介護サービス事業）であり、経理事務を官庁会計方式で行っているもの。

なお、地方公営企業決算状況調査においては、官庁会計による歳入歳出を法適用企業に準じて区分し、経常的な経営収支を収益的収支として、また、建設改良費、地方債償還金及びこれに対応する財源等を資本的収支として表示している。

○純利益・純損失

法適用企業において、総収益から総費用を差し引いた額をいう。

差し引いた額がプラスであれば「純利益」、マイナスであれば「純損失」と呼び、地方公営企業決算では、それぞれを黒字、赤字と呼んでいる。

○実質収支

法非適用事業において、歳入歳出差引額（形式収支）から翌年度へ繰越すべき財源を除いたものをいい、実質収支がプラスであれば黒字、マイナスであれば赤字と呼んでいる。

○不良債務

流動負債の額が流動資産の額を超える場合に、その超える額を言い、資金的に見て当面の支払能力を超える債務額と考えられる。

流動資産の主なものには現金・預金、未収金、貯蔵品などがあり、流動負債の主なものには未払金、一時借入金などがある。

○累積剰余金・累積欠損金

営業活動によって生じた剰余金・欠損金が、当該年度で処理されずに、複数年度にわたって累積したもの。

○有収水量

上水道事業及び下水道事業等において、配水又は処理された水量のうち、料金として徴収される水量のこと。

○一般会計繰入金

公営企業に対して、経営の健全化を促進し、経営基盤を強化するため、一般会計から補助金等による現金の移動を行うこと。運用上の基準は総務省から通知が出され、一般会計が負担等すべき経費や基準が示される。その基準に基づくものは基準内繰入金といい、基準外のもの基準外繰入金という。

○病床利用率

年間延入院患者数を年間延病床数で除して算出する指標。病床利用率が高いほど、施設の利用効率が高いこととなる。